

令和5年3月6日

林弘法律事務所  
弁護士 山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係  
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）  
標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和5年3月13日（月）  
までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和5年2月20日（月）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和5年2月24日（金）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

債務者兼所有者であった在日韓国人の被相続人所有の不動産について、債権者が代位による相続登記をする場合に必要となる書類が書いてある文書（家族関係証明書の提出が不要になるケースが書いてある文書を含むが、これに限らない。）  
(最新版)

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

行政文書開示請求書の記1「請求する行政文書の名称等」欄に上記3のとおり記載されたことについて、法務省本省においては、あなたの請求の趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は取得していないため、保有していません。

このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされるものと思われます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記3の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙300円分を受領していますので、過不足はありません。

なお、本件開示請求を取り下げられる場合は、本件開示請求書及び300円分の収入印紙を返戻いたします。